

公益社団法人 日本放射線技術学会 東京支部 規約細則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この支部は公益社団法人日本放射線技術学会東京支部（以下、支部という）といい英文名で Japanese Society of Radiological Technology Tokyo Branchと称する。

(所在地)

第2条 この支部は連絡事務所を東京都文京区本郷3-11-9ビクセルお茶の水101号に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第3条 この支部は地方支部規約第4条達成のため次の事業を行う。

1. 東京支部春期学術大会，東京支部秋期学術大会あるいは合同学術大会の開催
2. 放射線技術学に関する研究の推進と助成
3. 地域医療の向上発展のための事業
4. 学術研究者の育成・奨励ならびに表彰
5. 支部雑誌および学術図書の刊行
6. その他目的を達するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第4条 会員はこの支部の目的趣旨に賛同した者とし，正会員，賛助会員，学生会員，名誉会員，支部名誉会員，永年功労会員とする。ここにいう名誉会員は、公益社団法人日本放射線技術学会定款第3章会員および社員構成員第5条(4)を参照のこと、また永年功労会員は、公益社団法人日本放射線技術学会諸規約・諸規定永年功労会員の取扱い規程を参照のこと

2. 会員は所定の入会手続きを完了したものとする。

(入退会手続き)

第5条 この支部の会員になろうとする者は，入会申込書に所定の事項を記入し，学会費および支部費を添えて代表理事に提出し，学会理事会の承認を得るものとする。

第6条 この支部を退会しようとする者は，所定の退会届を代表理事に提出しなければならない。

(会員の権利)

第7条 会員はこの支部が発行する刊行物，資料および通知等の配布を受けるほか，この支部の行う事業に優先的に参加することができる。

2. 賛助会員の参加費は，参加者1名あたり正会員1名相当額とする。
3. 学生会員の参加費は各事業ごとに別途定める。

第4章 役委員の構成および顧問・支部名誉会員

(役員構成)

第8条 この支部に次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 支部理事 15名以内，うち副支部長1名
3. 支部監事 2名

(役員選任)

第9条 支部長および支部監事は支部理事会の推薦を得て代表理事が指名する。

第10条 支部理事は正会員より支部長が委嘱する。

(役員職務)

第11条 支部長は支部を代表し会務を統括する。

2. 副支部長は支部長を補佐し，支部長事故あるときはその職務を代行する。
3. 支部理事は支部理事会を構成し会務の執行にあたる。
4. 支部監事は会務および会計の監査にあたる。

(支部顧問)

第12条 この支部に支部顧問を置くことができる。

2. 支部顧問は支部長が推薦し支部理事会の了承を得る。
3. 支部顧問は重要会務について支部長の諮問にこたえる。

(委 員)

第13条 この支部に委員会、特別委員会、学術研究班を置くことができる。

2. 委員会、特別委員会、学術研究班は、委員長、副委員長、班長、副班長ならびに委員、班員とする。
3. 委員長、班長は、支部長が指名する。副委員長、副班長ならび委員、班員は委員長、班長の推薦により支部理事会の承認を得るものとする。
4. 特別委員会は必要に応じて委員の若干名を支部長が任命することができる。

(支部名誉会員)

第14条 この支部に支部名誉会員を置くことができる。

2. 名誉会員は正会員の中で、支部の事業に顕著な功績があった者につき、支部長が推戴し支部理事会の承認を得たものとする。

(役委員・支部顧問の任期)

第15条 役委員・支部顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役委員・支部顧問の任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第16条 役委員に欠員が生じたときはこれを補充選任することができる。

2. 補充選任によって就任した役委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役委員の報酬)

第17条 役委員は無報酬とする。ただし、会務に要した費用は予算の範囲内でこれを支給する。

第5章 会 議

(支部理事会)

第18条 支部理事会は必要に応じて随時支部長が招集し開催する。

2. 支部監事は支部理事会に出席して意見を述べることができる。

第19条 支部理事会はその過半数以上が出席（委任を含む）しなければ成立しない。

第20条 支部理事会の議長は副支部長が担当する、ただし欠席の場合は総務委員長が代行する。

第21条 支部理事会は支部運営内規第4項に基づき、次の事項を議決する。

1. 事業計画の設定および会務運営
2. 支部学術大会
3. 支部理事会
4. 広報
5. 研修会、勉強会
6. 支部規約細則、規定の作成および改廃
7. その他、支部学術活動

第22条 支部理事会の議決は出席支部理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第23条 理事会に関わる緊急に議決を要する案件については、支部長の責任において電子メール、または書面による決議により理事会議決とすることができる。

2. 電子メール、または書面での審議による議決は支部理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(委員会・班会議)

第24条 委員会、班会議は支部長の要請および支部年度事業計画に基づき委員長、班長が招集もしくは電子メール等にて開催する。

2. 委員会、班会議開催後、遅滞無く所定の書式をもって支部長に報告する。

第6章 会 計

(会 計)

第25条 支部の会計は公益社団法人会計基準に基づき処理し、会計年度を含めて学会一般会計に連動して行う。

2. 支部の歳入、歳出科目は、一般会計収支科目を適用する。
3. 支部の年度収支は、学会一般会計地方支部事業費の収支計画における収支差額内であれば支出の増額を認められる。

(会 費)

第26条 支部費は学会理事会において承認し、総会の議決で改定することができる。

2. 名誉会員、支部名誉会員、永年功労会員は支部費を免除する。

第27条 会員は年度当初に支部費および学会費を学会事務局へ併せ納めるものとする。

2. 支部費が当年度の9月30日までに納入されないときは支部会員としての権利を停止することがある。

第28条 会員の既納した支部費はその理由にかかわらず返還しない。
(会計年度および事業年度)

第29条 この支部の会計年度および事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終る。

第7章 規約の改訂および解散

(規約細則の変更)

第30条 この規約細則は支部理事会の議決により改訂することができる。

(解散)

第31条 定款第53条によりこの法人が解散したとき、または学会地方支部設置規定第4条によりこの支部が改廃されたときは、この支部を解散するものとする。

第32条 この支部を解散したときの残余財産は、定款第55条に基づき、総会の決議を経て処分することができる。

付 則

1. この支部規約細則は平成9年11月26日より施行する。
2. 平成10年 3月 2日 一部改訂
3. 平成12年 6月14日 一部改訂
4. 平成12年 9月13日 一部改訂
5. 平成12年10月11日 一部改訂
6. 平成12年11月 8日 一部改訂
7. 平成12年12月13日 一部改訂
8. 平成13年 7月11日 一部改訂
9. 平成14年 2月13日 一部改訂
10. 平成14年10月 9日 一部改訂
11. 平成18年 5月10日 一部改訂
12. 平成22年 6月 9日 一部改訂
13. 平成22年 8月 1日 一部改訂
14. 平成24年 4月19日 一部改訂
15. 平成24年 7月11日 一部改訂
16. 平成26年 8月 6日 一部改訂
17. 平成27年 3月 1日 一部改訂

